

川サポーたる 川サポマネージャー実施規約

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

川サポーたる事務局

令和8年7月1日改正

第一条（目的）

京浜河川事務所では、令和6年7月1日より、住民の皆さんとの協働による河川維持管理を進めるため、新たな取組として、川をまもるサポート「川サポーたる」を試行しています。

川サポーたるの試行は、河川管理者と、地域で河川に関する活動をされている方との情報共有を図り、官民協働で川をまもることを目的とします。また、この試行により、必要に応じたコンテンツの検討及び変更等を行い、より良い河川維持管理を目指します。

そのうち、「川サポマネージャー」は、個人で河川に関する活動にご協力いただける沿川住民の方を対象とします。この規約は、川サポーたるの利用、川サポマネージャーの登録及び活動実施について、必要な事項を定めたものです。

第二条（登録）

川サポマネージャー（以下「マネージャー」といいます。）として活動するには、本規約に同意した上で、「川サポマネージャー新規登録募集要項」に基づき、所定の登録申請手続が必要です。また、マネージャー登録に当たっては、以下のとおりとします。

- 1 マネージャーの活動範囲は、京浜河川事務所管内の多摩川・鶴見川・相模川・浅川とします。
- 2 マネージャーは、河川の愛護啓発及び河川維持管理に協力し、情報提供するものとします。
- 3 登録申請は全ての項目に関し、いかなる虚偽も認めないものとします。
- 4 登録申請後、川サポーたる事務局（以下「事務局」といいます。）及び選考委員会において、登録が不適切と判断した場合、登録承認しません。また、登録選考にかかる情報開示には応じられません。
- 5 登録申請時の個人情報取扱いは、本規約第八条によります。

第三条（登録後）

マネージャー登録後、「①川サポマネージャー登録証」及び「②資料閲覧パスワード」をお渡しします。取扱いは以下のとおりとします。

- 1 マネージャーから事務局への連絡及び報告は、原則として電子メールによるものとします。
- 2 マネージャー共有資料の閲覧には、②を使用します。
- 3 上記①②は、登録会員のみが利用できるものとし、他者に教えたり譲渡したりすることはできません。
- 4 上記①②は、各マネージャーの責任において管理するものとします。
- 5 記①②は、マネージャー登録抹消後は無効となります。

第四条（任期）

任期は登録日より令和10年6月30日までとします。

第五条（活動報告等）

マネージャーは以下項目について、適宜、事務局に電子メールで連絡するものとします。緊急と判断した場合は、警察・消防への通報を優先し、河川管理者・施設管理者等に速やかに連絡するものとします。

1 異状の連絡

河川に関する異状を発見した場合は、メール本文での説明と併せて、できる限り場所の特定（マップ）や状況が分かるもの（写真、状況説明）を電子メールに添付し、連絡してください。

2 河川に関する情報提供と河川愛護啓発活動の報告

河川に関する活動や知り得た情報などを、事務局あてに報告してください。マネージャーからの情報提供及び活動報告は、事務局で取りまとめの上、河川に関する活動の情報交流を目的として、川サポーたるHPに掲載・共有します。

（1）情報提供の際は、できる限り場所の特定（マップ）や状況が分かるもの（写真、簡単な状況説明）を添付してください。PDFでの報告も可とします。

（2）提供する情報の内容・資料は、個人情報や知的財産権等、各法令を遵守したものとします。

（3）資料の閲覧は、本規約第三条②のパスワードをもって、マネージャーと事務局のみ可能とします。なお、資料の共有が不可の場合は、資料送付時に事務局までお伝えください。

3 「川フォト」写真の送付

「川フォト」は、活動箇所における河川区域の状況を把握する目的のほか、マネージャーの皆さんの視点で見た川の風景や季節の移り変わりなどを、写真で楽しむコンテンツです。川を中心に美しい風景など、様々な川の写真をご提供ください。

運用は以下のとおりとします。

（1）「川フォト」はマネージャー自身が撮影した公開可能な写真を対象とします。

（2）写真の撮影場所（〇〇川〇〇市〇〇付近）と、簡単なコメントを記載してください。

（3）登録申請時のハンドルネームでの公開を希望する方は、写真送付時にその旨を記載してください。

（4）「川フォト」は、川サポーたるHPにて更新・公開します。また、京浜 X などに掲載します。公開が終了した写真データは保管せず、削除します。

（5）「川フォト」の受付は、各月1日から月末まで、公開は翌月となります。毎月1枚、写真とコメントを付して送付してください。

（6）提供いただいた写真の知的財産権は、本規約第十一条に基づきます。

（7）提供いただいた写真は、サーバ容量等の理由から、事務局で必要に応じて選定又は削除することがあります。また、個人が特定できるもの、運営上不適切と判断されるもの、法令に違反又は抵触する可能性があるものについても、同様に削除の対象となります。

（8）川フォトに送付した写真を他の応募等に使用する場合、本規約第十一条により事務局への連絡は不要ですが、応募先の規定等にご注意ください。

4 本条第1項から第3項にかかる資料および写真のデータサイズ制限

添付資料及び写真データのサイズ制限は、以下のとおりです。

（1）事務局の電子メールへの添付ファイル容量制限は、11MBです。

（2）ファイル形式はJPEGを推奨します。

第六条（注意事項）

マネージャーは活動に当たり、以下の点に注意してください。

- 1 本規約に記載されている禁止事項のほか、川サポーたるで得た情報・資料・写真の無断使用を禁止します。
- 2 「川サポマネージャー」は、川をまもるサポートをお願いするものですが、定期的に河川を巡視したり、不法行為に対して直接注意や指示を行ったりするなど、特別な責任や権限はありません。
- 3 本規約第二条第1項に定める活動範囲以外の河川に関する情報や、河川に関係のない情報提供・報告については、川サポーたる事務局では対応いたしかねますので、担当する各管理者にご連絡ください。
- 4 マネージャー活動時は自らの安全を確保し、私有地や立入禁止箇所、危険な場所には立ち入らないでください。
- 5 異状や特定外来種を発見した場合は、措置が必要なことがありますので、触れずに状況を報告してください。
- 6 本規約及び各法令を遵守の上、活動してください。

第七条（マネージャー登録情報の変更、抹消）

マネージャーの登録事項の変更等については、以下のとおりとします。

- 1 登録申請時の情報に変更があった場合は、その旨を事務局に電子メールで報告するものとします。
- 2 登録を抹消したい場合は、その旨を事務局に電子メールで報告してください。登録抹消の依頼を事務局で受理した後、個人情報事務局において削除します。また、マネージャー活動において提出された資料の返却等は行わないものとします。
- 3 登録証にある登録期間の終了をもって、マネージャー登録は抹消となります。登録期間終了による登録抹消の連絡は不要とし、本条第2項と同様の取扱いとします。

第八条（個人情報の取扱い）

川サポーたる及び川サポマネージャーの登録にかかる個人情報の取扱いは以下のとおりとします。

- 1 川サポーたる事務局が取得した個人情報は、「川サポーたる 川サポマネージャー」募集活動及び「川サポーたる」に係る事項のみに利用し、これらの目的以外に利用することはいたしません。
- 2 取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、適切に取り扱います。
- 3 取得した個人情報は、常に正確かつ最新の状態で管理されるように努めます。ご本人から個人情報の開示・訂正・削除の要請があった場合には、それぞれの状況に応じて、以下のとおり対応します。

（1）川サポマネージャー募集中

ご本人の要請に応じて、開示・訂正・削除に応じます。ただし、選考の判断に関わる情報の開示には応じられません。

(2) 川サポマネージャーの登録後

登録者ご本人の要請に応じて、開示・訂正・削除(登録抹消)に応じます。

(3) 川サポマネージャーの登録期間の終了

川サポマネージャーの登録期間終了後、事務局が保有する個人情報を削除します。ただし、継続してマネージャー登録申請を行い、登録が承認された場合はこの限りではありません。

(4) 川サポマネージャーに不採用となった場合

川サポマネージャー選考の結果、不採用となった場合は、適切な方法により確実に破棄・削除を行います。

4 その他、個人情報の取扱いに関するお問合せ等は、川サポーたる事務局までご連絡ください。

第九条（反社会的勢力の排除及び登録の取消し）

1 川サポーたる 川サポマネージャーの登録申請者及び川サポマネージャー登録者は、事務局に対し、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。)に現在及び将来にわたって該当しないことを表明及び保証するとともに、反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係を、現在及び将来にわたって有しないことを誓約するものとします。

(1) 自らが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) 自らが第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること。

(3) 自らが反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること。

2 川サポーたる 川サポマネージャーの登録を申請する者及び川サポマネージャー登録者は、自己又は第三者を利用して、次の各号の行為を行ってはなりません。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的責任を超えた不当な要求行為

(3) 活動に当たり、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて川サポーたるの業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 事務局は、川サポマネージャーの登録を申請する者又は川サポマネージャー登録者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知・催告を要せずして、川サポマネージャーの登録を取り消すことができます。

(1) 本条第1項の表明保証又は誓約に反することが判明した場合

(2) 本条第1項の表明保証又は誓約に反して、川サポマネージャーの登録を受けたことが判明した場合

(3) 本条第2項に反する行為が判明した場合

(4) 本規約の禁止行為を行ったことが判明した場合

(5) その他、事務局が必要と認めた場合

第十条（免責事項）

- 1 事務局は、本規約第九条の規定により川サポマネージャーの登録が取り消された者に生じた損害について、何ら責任を負わないものとします。
- 2 事務局は、川サポマネージャーの活動に起因又は関連して第三者に生じた一切の損害に対して、責任を負わないものとします。

第十一条（著作権）

- 1 「川サポーター」利用者（以下「利用者」といいます。）が川サポーター事務局に送信・提供したコンテンツ（静止画、文字情報その他一切の情報）に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利をすべて含む。）については、利用者に帰属するものとします。ただし、利用者は、コンテンツの送信・提供時に川サポーター事務局に対し、日本国内外において、当該コンテンツを無償かつ非独占的に使用することを許諾します。
- 2 川サポーター事務局は、利用者が川サポーター上に送信・提供したコンテンツ（静止画、文字情報その他一切の情報）について、川サポーターに関連する必要な範囲内で、変更その他の改変を行うことができるものとします。